尼南保13370号

令和2年10月6日

指定医療機関　各位

尼崎市南部保健福祉センター

南部保健福祉管理課長

　介護老人保健施設入所者に対する診療料の保険請求について（通知）

　平素は生活保護行政にご協力いただき誠にありがとうございます。介護老人保健施設に入所中の被保護者（以下「施設入所者」と記します。）の診療所及び病院など保険医療機関（以下「診療所等」と記します。）への他科受診、保険薬局における薬剤又は治療材料の支給につきまして、保険請求できない診療料（以下「算定不可診療料」と記します。）が請求されている事例がありましたので、再度取扱いについてご確認いただきますようお願いいたします。

１　施設入所者であることの確認

　　受診先である診療所等においては、施設入所者の介護保険被保険者証等により、施設入所者であることを確かめなければならないとされています。介護保険被保険者証の介護保険施設等の欄に入所先の施設名、入所年月日を記載する箇所があり、この記載欄でどの施設に入所しているかを確認することができます。

２　併設保険医療機関の療養に関する事項について

　　受診先である診療所等に併設している介護老人保健施設の施設入所者である場合には、初・再診料や外来診療料の算定ができません。他にも併設か併設以外かにより取扱いが異なりますので、ご注意ください。貴院が併設保険医療機関にあたるかどうかについては「併設保険医療機関の取扱いについて」（平成14年３月８日保医発第0308008号）をご確認いただきますようお願いいたします。

３　算定不可診療料について

　　介護老人保健施設には常勤医師が配置されており、比較的病状が安定している者に対する療養については、常勤医師が対応できるとされていることから、施設入所者が、往診又は通院により診療所等で受ける医療に係る診療料については、施設入所者以外の患者に対する算定方法とは別の算定方法が設けられています。

　　令和2年保医発0305第１号の別添１「医科診療報酬点数表に関する事項」の第３章「介護老人保健施設入所者に係る診療料」で施設入所者の診療のうち診療料が算定できるもの、できないものについて規定されています。そのため、算定不可診療料については、保険請求できませんので、取り扱いについては入所先の介護老人保健施設と調整をお願いいたします。令和2年保医発0305第１号の別添１内で示されている表を4ページ目に示しています。

４　施設入所者の入院について

　　貴院入院中も介護老人保健施設側で入所扱いとなっている場合には、併設保険医療機関の場合でも、それ以外の場合であっても、入院基本料については算定不可とされています。そのため、算定不可診療料については請求できませんので、取り扱いについては入所先の介護老人保健施設と調整をお願いいたします。

５　診療報酬明細書（以下「レセプト」と記載します。）の特記事項について

　　施設入所者の診療料のうち保険請求可とされているものをレセプト請求する場合には、特記事項に「07老併」又は「08老健」を記載します。貴院が併設保険医療機関に該当する場合には「07老併」を、それ以外の場合には「08老健」を記載するようお願いいたします。

６　処方せんの取り扱いについて

　　施設入所者に対しては、別に厚生労働大臣が定める場合を除き、保険薬局における薬剤又は治療材料の支給を目的とする処方せんを交付してはならないとされています。そのため、投薬が必要な施設入所者については介護老人保健施設の常勤医師に対して情報提供を行うようお願いします。別に厚生労働大臣が定める場合の内容については下記8-②で示している通知をご確認いただきますようお願いいたします。

また、別に厚生労働大臣が定める場合にあたるときには、診療所等より処方せんの交付が可能ですが、保険薬局に対して施設入所者であることを処方せんの備考欄などに記載していただけると保険薬局での把握が容易になると思いますのでご協力をお願いいたします。

７　介護老人保健施設との情報共有について

診療所等が施設入所者を診療する場合には、当該介護老人保健施設の医師から当該施設入所者の診療状況に関する情報の提供を受けるものとし、その情報により適切な診療を行わなければならないとされています。情報提供時の書式については下記8-③の通知の中で示されています。さらに施設入所者を診療した場合には、当該介護老人保健施設の常勤医師に対し当該施設入所者の療養上必要な情報の提供を行わなければならないとされているため、相互で情報共有をお願いいたします。併設保険医療機関以外の場合には診療情報提供料(Ⅰ)及び（Ⅱ）の算定が可能です。

８　算定不可診療料についての参照資料について

①　令和２年度診療報酬改定について（通知）令和2年 保医発0305第１号の別添１「医科診療報酬点数表に関する事項」の第３章「介護老人保健施設入所者に係る診療料」

②　「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について（保医発0330第２号 平成30年３月30日）

③　「介護老人保健施設入所者に係る往診及び通院（対診）について」（平成12年3月31日老企第59号厚生労働省保健福祉局課長通知、平成20年8月4日老老発第0804001号で一部改正、平成21年3月13日老老発第0313004号で一部改正）

以　上

出典：令和２年度診療報酬改定について（通知）令和2年 保医発0305第１号の別添１「医科診療報酬点数表に関する事項」の第３章「介護老人保健施設入所者に係る診療料」

